

吸収分割に関する事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 1 月 1 日

株式会社メドレー  
株式会社メディパス

2022 年 1 月 1 日

株式会社メドレー  
代表取締役社長 瀧口浩平

株式会社メディパス  
代表取締役社長 小田弘

### 吸収分割に関する事後開示書類

株式会社メドレー(以下「承継会社」といいます。 )及び株式会社メディパス(以下「分割会社」といいます。 )は、2021 年 11 月 18 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、効力発生日を 2022 年 1 月 1 日として、分割会社が運営するメディパスアカデミー介護事業及びゴイカのかいご事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。 )を行いました。

本件吸収分割に関して、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 803 条第 3 項第 2 号に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本件吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

#### 1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2022 年 1 月 1 日

#### 2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

##### (1)会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過(分割会社における株主の差止請求)

分割会社の株主は承継会社のみであるため、本件吸収分割について、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

##### (2)会社法第 785 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式分割に該当するため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号及び第 3 項の規定により、該当事項はありません。

##### (3)会社法第 787 条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

##### (4)会社法第 789 条の規定による手続の経過(債権者の異議)

本件吸収分割において、承継会社への債務の承継は重疊的債務引受の方法により行っているた

め、該当事項はありません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過(承継会社における株主の差止請求)

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 796 条の 2 ただし書により、承継会社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定による本件吸収分割の差止請求をすることはできないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 797 条第 1 項ただし書により、承継会社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をすることはできないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の異議)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2021 年 11 月 26 日付の官報及び同日付の電子公告において、同社の債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、2022 年 1 月 1 日をもって、分割会社より、分割会社のメディパスアカデミー介護事業及びゴイカのかいご事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額(いずれも概算値)は、次のとおりです。

資産: 金 51,061,060 円

負債: 金 8,629,148 円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

本件吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2022 年 1 月 4 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上